

島根県及び同県所在の市町村に対する入札談合等関与行為防止法等
研修会の開催について

平成27年8月19日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
中国支所

公正取引委員会は、従来、入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組がきわめて重要であるとの観点から、入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法について、当委員会主催の発注機関向け研修会及び発注機関が実施する職員向け研修会への講師派遣を実施しています。

このたび、中国支所では、この取組の一環として、島根県及び同県所在の市町村に対する入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日時

平成27年8月26日（水）14：00～15：30

2 場所

サンラポーむらくも 「彩雲」
（松江市殿町369）

3 次第

- (1) 入札談合の防止に向けて（入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法の説明）
- (2) 質疑応答

4 参加予定者

島根県及び同県所在の市町村の職員（事前登録制）

※ 本研修会は、カメラ撮影（冒頭のみ）及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては、研修会前日までに、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所 総務課
電話	082-228-1501（代表）（担当：井上・松原）
FAX	082-223-3123
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html